

## 地域型保育事業者における連携施設に関するガイドライン

茅ヶ崎市こども育成部保育課  
令和 7 年 3 月 27 日 決裁

### 1 策定の背景と目的

平成 27 年度から施行された子ども・子育て支援制度のもとで、地域型保育事業は認可事業となった。これは、定員が 19 人以下の施設で 0～2 歳児の保育を行うものである。

本事業では、適正かつ確実な保育の提供を確保するとともに、事業者による保育提供終了後も満 3 歳以上の児童に対し、継続的に教育又は保育が提供されることが求められている。そのため、国の基準（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号））第 6 条<sup>1</sup>において、①保育内容への支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿、の役割等を担う「連携施設」の設定が義務付けられている。

本市では制度施行後 15 年間を経過期間とし、令和 11 年度末までに連携施設を設定することとしている。

連携施設は、原則として 3 歳以上の児童を受け入れる教育・保育施設（幼稚園、認定こども園及び保育所）に限られる。連携施設の設定にあたっては、地域型保育事業者と教育・保育施設の設置者との間で協議を行い、同一の設置者が運営する施設と連携する場合を除き、協定書を締結するものとする。

→ 本ガイドラインは、市内のすべての地域型保育事業者が、令和 11 年度末までに連携施設を確保できるよう、具体的な手続きや内容等を示したものである。

なお、国の基準の一部改正により、①保育内容への支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿役割を担う連携施設に関する例外規定が設けられた。これを受け、本市でも令和 7 年度末に、「茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）を改正し、連携施設の確保に関する例外規定を定めた。

ただし、連携施設の確保が全面的に免除されるわけではなく、例外規定を適用する場合であっても、すべての地域型保育事業者が、連携施設の確保に努めることとする。

### 2 定義

本ガイドラインにおける用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) **地域型保育事業** 家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業をいう。
- (2) **地域型保育事業者** 地域型保育事業を行う者をいう。
- (3) **教育・保育施設** 認可又は認定を受けた認定こども園、幼稚園及び保育所をいう。

### 3 連携施設の設定方法

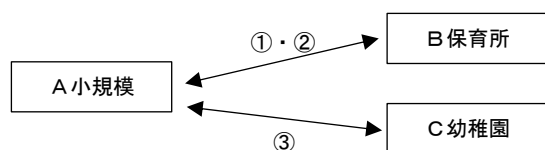
連携施設は、原則として教育・保育施設に限られるが、必ずしも 1 か所に限定する必要はない。複数の施設を連携施設とすること（下図ア）や、1 つの連携施設が複数の地域型保育事業者と連携すること（下図イ）も可能である。また、①～③の機能の一部のみ協力可能な場合（下

---

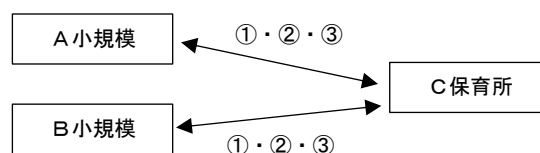
<sup>1</sup> 「茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」にも同様に規定されている。

図ウ)であっても、連携施設として認められる。

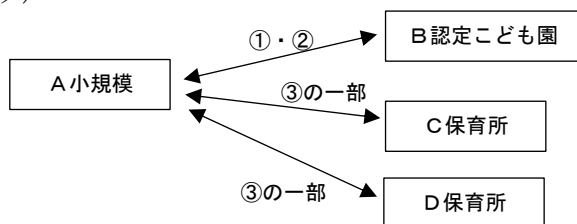
(ア)



(イ)



(ウ)



※ ①保育内容への支援  
②代替保育の提供  
③卒園後の受け皿

## 4 連携の内容

### (1) 保育内容への支援

利用児童が集団保育を体験できる機会を設けるとともに、地域型保育事業者に対し、保育の適切な提供に必要な相談・助言を行うなど、保育内容に関する支援を実施する。

【具体的な内容・水準】※以下の項目のうち、少なくとも1つ以上を設定すること。

| 項目    | 内容・水準                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談・助言 | 保育内容や保護者支援について、連携施設に相談し、助言・指導を受ける。また、保育士同士による研修や情報交換を行う。                                                                                                                                                                             |
| 合同保育  | 連携施設において定期的（年6回程度を推奨）に合同保育を実施し、行事や通常保育への参加を通じて集団保育の機会を確保する。<br>※「定期的」とは、連携施設の保育方針や理念、プログラムを考慮し、集団保育を体験するのに適したタイミングで実施することを指す。                                                                                                        |
| 園庭開放  | 連携施設の屋外遊戯場等を定期的（週1回から月数回程度を推奨）に開放し、運動遊びを通じて児童の健康増進を図る。                                                                                                                                                                               |
| 給食    | 地域型保育事業等が自園調理でない場合、連携施設で調理した給食を搬入することができる。ただし、衛生管理や適温給食の確保のため、連携施設は一定の要件（距離や配送時間など）を満たす必要がある。<br>※調理・搬入方法や費用負担に関する取り決め・契約が必要。<br>（参考）給食運搬の目安<br>・距離：4km程度<br>・配送所要時間：15～20分以内<br>・専用ボックス等を使用し、衛生管理に配慮すること。<br>・衛生面については、市保健所へ相談すること。 |
| 健康診断  | 連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合、必要に応じて合同で健康診断を実施する。<br>※健康診断は少なくとも年2回実施すること。                                                                                                                                                                      |

### 【保育内容への支援に関する例外規定】

地域型保育事業者が、教育・保育施設からの保育内容への支援を受けることが著しく困難な場合は、以下の要件を満たしたうえで、小規模保育事業A型・B型または事業所内保育事業者から支援を受けることができる。

#### ア 役割分担と責任の明確化

地域型保育事業者と支援を行う者との間で、役割分担と責任の所在を明確にする。これを連携協定書に記載し、保育内容の支援に関する具体的な内容・水準を定めること。

#### イ 本来業務への支障防止

支援を行う者の本来業務に支障が出ないように、適切な措置を講じること。

## (2) 代替保育の提供

必要に応じて、代替保育を提供する。代替保育とは、地域型保育事業において、保育従事者の病気や休暇等により児童の保育ができない場合に、当該事業者によって実施する保育を指す。

代替保育の提供方法については、連携施設に保育を依頼するか、代替要員の派遣を受けるかを双方で協議し、いずれの方法も選択可能とする。

### 【具体的な内容・水準】

| 項目                      | 内容・水準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代替保育が必要な場合              | <p>代替保育は、以下のような場合に必要となることが考えられるが、どのような場合に代替保育を実施するかについては、地域型保育事業者と連携施設側で事前に協定を定めておくことが望ましい。</p> <p>【代替保育が必要になる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育者の疾病により保育の提供が困難な場合</li> <li>○ 災害等により保育場所が滅失・き損した場合</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 連携施設側において受け入れないことができる場合 | <p>上記にかかわらず、代替保育の受け入れが連携施設側の児童の安全確保や施設運営に支障を及ぼすと判断される場合、連携施設は代替保育を受け入れないことができる。ただし、これはやむをえない合理的な理由がある場合に限るものとし、具体的な対応については事前の協定で定めておくことが望ましい。</p> <p>【連携施設側が受け入れを拒否できる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 連携施設または地域型保育事業の児童が感染症（疑いを含む）に罹患し、重篤な感染の恐れがある場合</li> <li>○ 代替保育を受け入れることで、保育士配置基準や面積基準を満たせなくなる場合</li> <li>○ 通常の保育を超える特別な支援が必要な児童がいて、必要な人員を確保できない場合</li> <li>○ 地域型保育事業の児童の保護者情報やアレルギー情報など、代替保育に必要な情報が提供されていない場合</li> <li>○ 地域型保育事業者が、連携施設に対する費用負担を滞納している場合</li> </ul> |
| 代替保育時の損害への対応            | <p>代替保育中に発生した損害については、原則として地域型保育事業者が全責任を負うものとし、損害に備えて加害者・被害者の双方を補償できる保険に加入することを義務とする。</p> <p>また、代替保育中の事件・事故については、原則として地域型保育事業者の責任で対応し、連携施設側に過度な負担が生じないよう配慮する。（損害の例）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

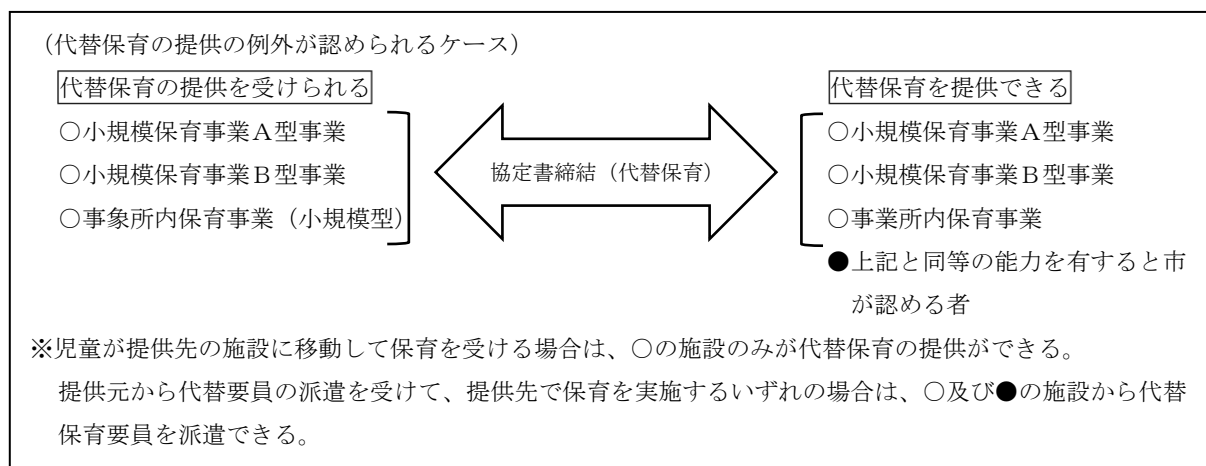
|       |                                                                                                                                                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域型保育事業者側の児童のケガ、病気罹患、誤飲などの事故</li> <li>○ 当該児童による連携施設側の児童、設備などへの加害行為による損害</li> <li>○ 代替保育への移動中に発生した損害</li> </ul>                             |
| 費用負担  | <p>費用負担については、後のトラブルを防ぐため、協定書で明確に定めること。費用額の設定方法については、以下のいずれの方法も可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一定期間の定額を設定する。</li> <li>○ 連携内容ごとに、1回あたり・1児童あたりの費用を設定する。</li> </ul> |
| その他条件 | <p>事前に代替保育の利用が判明している場合（例：保育者の研修参加など）には、協定に基づき、連携施設側と事前に相談を行うこと。</p> <p>また、代替保育に係る費用は、基本的に地域型保育事業者が負担すべきものであることに留意すること。</p>                                                          |

#### 【代替保育の提供に係る例外について】

地域型保育事業者が教育・保育施設から代替保育の提供を受けることが著しく困難な場合、以下の要件を満たすことで、小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業、またはこれらと同等の能力を有すると市が認める者から代替保育の提供を受けることができる。

ア： 地域型保育事業者と代替保育を行う事業者の間で、それぞれの役割や責任の所在が明確化されていること（⇒ 連携協定書に、代替保育の提供に関する【具体的な内容・水準】を記載すること）。

イ： 代替保育を行う事業者の本来業務に支障が出ないよう、適切な措置が講じられていること。



なお、市が代替保育の提供先確保が著しく困難であると認めた場合に限り、代替保育の提供に係る連携施設の確保を免除できるものとする。

#### (留意点)

- ・ 上記例外措置の手続きについては、「8 連携施設設定の手続き」に基づくものとする。
- ・ 小規模保育事業A型が代替要員の派遣を受ける場合、派遣される者は有資格者でなければならない。保育士証の写しを提供し、資格の確認を行うこと。
- ・ 小規模保育事業B型・事業所内保育事業（小規模B型）が有資格者の代替要員を派遣する場合、派遣により施設の有資格者割合（保育従事者の2/3）を下回らないよう留意すること。

- と。
- ・ 代替保育の提供を受けた施設は、日時や派遣職員の記録を明確にし、監査時に適切に説明できるよう管理すること。

### (3) 卒園後の受け皿

連携施設において、地域型保育事業を卒園する児童が優先的に入園できる「優先的利用枠」を設定し、保護者の希望に基づき受け入れるものとする。これにより、継続的な教育・保育の提供を図るものとする。

#### 【具体的な内容・水準】

| 内容・水準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 保育時間の確保<br/>連携施設は、当該地域型保育事業者が提供していた保育時間と同等の内容を提供できるものとする。具体的には、児童の教育又は保育を行う時間を 11 時間以上確保し、年末年始以外に長期休業を設定しないことを原則とする。</p> <p>2 優先的利用枠の確保<br/>連携施設は、卒園児が優先的に利用できる枠を確保するものとする。なお、「定員に空きがある場合のみ入園を認める」旨の設定方法は認めない。</p> <p>3 協定書における入所枠の明確化<br/>協定書においては、入所可能人数を「●名以上確保する」又は「●名分確保する」旨を定めることとする。「●名以内確保する」といった不明確な設定方法は、実際の受け入れにつながるか不透明であるため認めない。</p> <p>4 連携施設利用希望者の報告と調整<br/>地域型保育事業者は、毎年利用者の意向を確認し、連携施設の利用を希望する児童の人数を連携施設に報告するなど、円滑な運営に配慮するものとする。</p> <p>5 受け皿の確保<br/>地域型保育事業者は、最低でも当該事業の 2 歳児の利用定員分の受け皿を確保するものとする。実際の利用者数がこの数を上回る場合についても、追加の受け皿を確保するよう努めるものとする。</p> |

#### 【卒園後の受け皿の確保に係る例外について】

地域型保育事業者が、教育・保育施設との連携協力による卒園後の受け皿の確保が著しく困難な場合、以下のア～エの要件を全て満たす企業主導型保育事業者又は乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているものから、卒園後の受け皿の確保に関する連携協力を受けることができる。

ア 入所定員が 20 人以上であること

イ 「2 歳児定員＋卒園後の受け皿としての定員枠数 ≤ 3 歳児定員」と「3 歳児定員 ≤ 4 歳児定員 ≤ 5 歳児定員」を満たす定員設定であること。

ウ 地域型保育事業を卒園する児童に対して、就学前まで保育を提供できること。

エ 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けていること

また、卒園後の受け皿の確保が著しく困難な場合は、市が入園調整時に、地域型保育事業者に通っていた児童を優先的に扱うことがある。

ただし、保護者の入園希望が必ずしも実現するわけではないことに留意すること。

卒園後の受け皿の確保が著しく困難である地域型保育事業者は、毎年 7 月末日までにその旨を市に書面で申し出ること。

## 5 市外の施設との連携について

上記4の(1)～(3)の連携内容については、市外の施設との連携も可能である。ただし、(3)の卒園後の受け皿に関しては、連携先として幼稚園及び認定こども園（1号認定枠）のみを認め<sup>2</sup>、保育所及び認定こども園（2号認定枠）については認めないものとする。

なお、(2)の代替保育の提供について、市外の施設と連携する場合には、保護者の送迎の負担等も考慮した上で設定すること。

### 【市外の施設との連携について】

|             | 保育所 | 認定こども園    | 幼稚園 |
|-------------|-----|-----------|-----|
| (1) 保育内容の支援 | ○   | ○         | ○   |
| (2) 代替保育の提供 | ○   | ○         | ○   |
| (3) 卒園後の受け皿 | ×   | △（1号認定のみ） | ○   |

## 6 連携内容の確認（協定書の締結）

地域型保育事業者と連携施設は、連携内容を記した協定書を必ず取り交わすこととし、本市は締結された協定書に基づき、上記4の(1)～(3)の連携内容が含まれているか確認する。

協定書の内容については、別紙「連携に関する協定書（案）」を参考にして、事業者間で協議して決定する。

なお、同一の法人が運営する地域型保育事業と連携施設が相互に連携する場合には、別紙「連携に関する協定書（案）」で示した連携の内容が含まれていることを確認した議決機関の議事録<sup>3</sup>の写しをもって、協定書に代えることができることとする。

## 7 連携に係る費用について

地域型保育事業者が連携施設に支払う金額は、公定価格上の連携施設が設定されていない場合の減算額（次表参照）を考慮し、事業者間の協議により決定すること。

また、代替保育の提供に係る費用は、公定価格を基に保育士1人1日分の賃金を試算すると、本市の地域では、約16,000円となる<sup>4</sup>ことを踏まえ、事業者間の協議により決定すること。

なお、地域型保育事業者は、上記4の(1)～(3)の連携内容を全て満たさなければ連携施設を設定したことにはならず、公定価格の減算対象となる。

<sup>2</sup> 市外の保育所を連携先として設定することは、条例上可能であるが、利用者の利便性を考慮すれば現実的なものとは言い難い。市境に近い保育所を、卒園後の受け皿の連携先として設定する場合は、当該保育所を所管する市町と本市が協議する必要があるため。事前に本市と協議すること。特に、隣接する市町の保育需要の状況によっては、連携できないこともあり得る。

<sup>3</sup> 例えば、運営者が社会福祉法人であれば理事会の議事録、民間会社であれば取締役会の議事録または、組織内で意思決定をしたということが確認できる稟議書などが該当する。

<sup>4</sup> 令和6年8月1日付け「令和6年度における私立保育所の運営に要する費用について」（こ成保第720号）の項番3人件費関係のうち保育士の人件費（年額）10/100地域の額を、勤務日数264日と想定し割戻して算出した。なお、この通知は、毎年通知され額の見直しがあるため、現に締結している協定の額と著しく相違がある場合は、地域型保育事業者と連携先とで、協定内容の見直しを行っても差し支えない。

【公定価格において連携施設を設定しない場合の減算額<sup>5)</sup>】

| 事業類型                       | 単価                                                                               | 減算額の例                                                               |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 小規模保育事業A型・B型               | 2,110 円/人 (定員 6～12 人の場合)<br>1,330 円/人 (定員 13～19 人の場合)                            | 12 人利用の場合 月 25,320 円<br>19 人利用の場合 月 25,270 円                        |
| 小規模保育事業C型                  | 2,540 円/人 (定員 6～10 人の場合)<br>1,690 円/人 (定員 11～15 人の場合)                            | 10 人利用の場合 月 25,400 円<br>15 人利用の場合 月 25,350 円                        |
| 家庭的保育事業                    | 6,350 円/人                                                                        | 5 人利用の場合 月 31,750 円                                                 |
| 事業所内保育事業<br>(小規模保育事業A型・B型) | 5,080 円/人 (定員 5 人までの場合)<br>2,110 円/人 (定員 6～12 人の場合)<br>1,330 円/人 (定員 13～19 人の場合) | 5 人利用の場合 月 25,400 円<br>12 人利用の場合 月 25,320 円<br>19 人利用の場合 月 25,270 円 |
| 事業所内保育事業<br>(保育所型)         | 840 円/人 (定員 20～30 人の場合)<br>500 円/人 (定員 41～50 人の場合)                               | 30 人利用の場合 月 25,200 円<br>50 人利用の場合 月 25,000 円                        |

## 8 連携施設設定の手続き

新たに連携施設を設定する場合や、既存の連携施設から連携先を変更する場合は、次表に示すとおり、段階に応じて矢印に向かって手続きを行うこと。

翌年度の保育施設等利用案内（市発行の「保育所等のしおり」）の作成スケジュールを考慮すると、⑤までの手続きについて、概ね8月までに終了することが求められる。

なお、市は「保育所等のしおり」に連携施設を掲載するなど、連携施設の周知に努める。また、地域型保育事業者は、連携施設を設定していることについて、利用者への情報提供を行うこと。

| 内容 \ 主体                                                     | 教育・保育施設 <sup>6)</sup> | 地域型保育事業者 | 茅ヶ崎市（保育課） |
|-------------------------------------------------------------|-----------------------|----------|-----------|
| ①連携にかかる打診・協議                                                | ←                     |          |           |
| ②「連携施設事前協議書」を提出<br>※協議書（案）を添付                               |                       |          | →         |
| ③「連携施設事前協議書」の内容について、市による助言及びその助言に応じて、教育・保育施設と地域型保育事業者との間で調整 | ←                     | ←        |           |
| ④協定書を締結                                                     | ←                     | →        |           |
| ⑤「連携施設設定届出書」の提出<br>※締結した協議書の写しを添付                           |                       |          | →         |

## 補足

### 1 改正内容

平成 30 年 6 月 18 日 ガイドライン制定

<sup>5)</sup> 「特定教育・保育等に要する費用算定基準等」（平成 27 年 3 月 31 日付け内閣府告示第 49 号）に基づき算出したもの（令和 6 年 10 月時点）であり、年度によって単価が変わることがある。

<sup>6)</sup> 代替保育の提供及び卒園後の受け皿の例外が認められる場合には、小規模保育事業A・B型及び事業所内保育事業及び企業主導型保育事業も主体となり得る。（令和 7 年 4 月 1 日以降に限る。）

|                 |                                                                                                   |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 2 年 8 月 19 日 | ガイドライン改正（様式 1－3、様式 2－3、様式 3－3 の追加）                                                                |
| 令和 6 年 10 月 1 日 | ガイドライン改正（令和 7 年 3 月 31 日に連携の経過措置が満了することが予定されていること及び条例の一部改正を予定しているため、改正後の対応を踏まえた改正を行った。）           |
| 令和 7 年 4 月 1 日  | ガイドライン改正（令和 7 年 3 月 31 日に連携の経過措置が 5 年延長すること及び連携施設を確保の要件緩和が緩和されることに伴い、条例が一部改正されたため、これに対応する改正を行った。） |

## 連携施設についてのFAQ

### 用語の例

- ・地域型保育事業者＝家庭的保育事業者、小規模保育事業者及び事業所内保育事業者
- ・連携施設＝教育・保育施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）

**Q1. 連携の具体的な内容や基準はあるのか。それとも地域型保育事業者と連携施設間で適切と思われる回数や頻度を自由に決めていいのか。（例：代替保育はいつでも何日間でも受けなければならない、合同保育は月●回以上やらなければならない など）**

A1. 連携の具体的な内容や基準については、ガイドラインに記載されている内容を参考にし、地域型保育事業者が必要だと考える内容を連携施設と協議の上、定めていただくことになります。【ガイドラインP2「4 連携の内容 <具体的な内容・水準>を参照】

**Q2. 市が連携施設を紹介してくれないのか。**

A2. 連携施設はそれぞれの地域型保育事業者が設定することが基本となります。

**Q3. 連携施設先を「1か所とした場合」と「複数とした場合」の給付費に差はあるのか。**

A3. 連携施設の数によって給付費に差はありません。

【ガイドラインP6「7 連携に係る費用について」を参照】

**Q4. 卒園後の進級先について、連携施設への入園は必須なのか。保護者が連携施設への入園を望まず、連携施設以外の施設を希望した場合はどうなるのか。**

A4. 連携施設への入園は必須ではありません。保護者が連携施設以外の施設に入園申込を行うことは可能です。ただし、その場合、他の入園申し込み者と同様に入園調整が行われるため、希望する保育所等に入園できるとは限りません。

**Q5. 2歳児の利用定員が7名で、卒園後の受け皿をA幼稚園に4名、B幼稚園に3名確保していたところA幼稚園を希望する者が5名いた場合には、誰がどのようにして行き先を決定するのか。**

A5. 地域型保育事業者は、あらかじめ定めた選考基準に基づいて選考を行います。選考方法としては、抽選や先着順、また連携施設に兄弟が在園している場合の優先などが考えられます。いずれの場合も、公正な方法で選考し、基準の内容は事前に保護者に明示しておく必要があります。

**Q6. 2歳児の利用定員が7名で、卒園後の受け皿をC保育所に4名、D保育所に3名確保していたところC保育所を希望する者が5名いた場合には、誰がどのようにして行き先を決定するのか。**

A6. この場合、市が入園調整を行い、保育を必要とする程度が高い児童を優先して希望する施設に利用決定を行います。C保育所に入園できなかった児童は、D保育所に入園することになります。もし、D保育所の入園を希望しない場合は、A4と同様に、他の入園申し込み者と同じように入園調整が行われます。

**Q7. 卒園後の受け皿となった連携施設では、卒園児が当該連携施設を希望した場合、必ず受け入れてもらえるのか。**

A7. 連携施設は協定書に基づき、卒園児童を受け入れることが原則ですが、特別な事情があ

る場合には受け入れができないこともあります。その場合、保護者の同意を得ることで受け入れを断ることも可能です。ただし、地域型保育事業者は、あらかじめ保護者に対し、受け入れが断られる場合があることを伝えておく必要があります。

**Q8. 協定に基づき、卒園後の受け入れに関する入園を希望する者の報告を行うことになっているが、この報告を行わなかった場合、卒園児は連携施設への入所ができないのか。**

A8. 連携施設は、報告された数の卒園後の受け入れ枠を用意します。そのため、報告を行わなかった場合、翌年度 4 月 1 日付の利用開始向けの一斉募集において、その分の卒園後の受け入れ枠は確保されません。したがって、各施設は卒園予定者に対して必ず意向調査を行い、報告を必ず行って必要な受け入れ枠を確保する必要があります。

**Q9. 公立保育園は連携施設になってくれるのか。**

A9. 令和 7 年 4 月時点で、連携施設を設定する地域型保育事業者数は 23 件となっており、今後さらに増える可能性もあります。そのため、公立保育園だけで連携施設の役割を担うことは事実上困難です。現時点では、公立保育園が新たに連携施設になる見込みはありません。

**Q10. 令和 11 年度末までの経過措置期間中に連携施設を見つけられなかったらどうなるのか。**

A10. 子ども・子育て支援制度施行後、経過措置期間として 15 年間で設けられており、令和 11 年 3 月末までに連携施設を設定することが求められています。現時点におきましては、期限までに設定できなかった場合の具体的な取扱いについて国から示されておりません。

**Q11. 別紙「連携に関する協定書（案）」の内容は、全て満たさなければならないのか。**

A11. 地域型保育事業者と連携施設との協議により、連携しない内容については削除していただいて構いません。

**Q12. 地域型保育事業者が連携施設側に支払う費用はどのようなものがあるのか。**

A12. あくまでも地域型保育事業者と連携施設との協定書で定めることになりますが、「代替保育の提供」に関しては、代替保育士の派遣や連携施設での保育等に関する費用が発生します。また、「保育内容への支援」では給食や合同保育等の実施に伴う費用が想定されます。実際に費用が発生するかどうかは、地域型保育事業者と連携施設との協議により決定されます。  
【ガイドライン P 6 「7 連携に係る費用について」を参照】

**Q13. 卒園後の受け皿に係る連携を設定したが、連携に係る費用は発生するのか。**

A13. 地域型保育事業者と連携施設との協定書で定めることになりますが、通常、卒園後の受け皿に係る連携を設定しただけでは費用負担は発生しないものと考えられます。

**Q14. 代替保育の提供に係る費用について、保育士を派遣する場合の費用の目安が示されているが、児童 1 人を受け入れてもらう場合の目安はあるのか。**

A14. 児童 1 人を受け入れてもらう場合の目安となる公定価格単価は示されていませんが、参考として、当該児童のその月の公定価格を 25 で除した額（1 日あたり）を目安にすることが考えられます。例えば、月額 291,860 円（公定価格 1 人分）を 25 で割ると、1 日あたり

の目安は 11,670 円となります（端数は切り捨て）。

**Q15. 代替保育の提供に係る費用について、保護者に負担させてもよいのか。**

A15. 代替保育を利用している場合でも、保護者には追加の費用を負担させることはしないでください。

**Q16. 協定書のひな形では（信義誠実の原則）で「損害賠償」とあるが、具体例はあるのか。そのような場合、茅ヶ崎市として仲裁してくれるのか。**

A16. 損害の例として、ガイドライン 3 ページに「代替保育時の損害対応」として記載されていますが、その他の具体的な例は現時点では想定していません。万が一、損害賠償が発生した場合は、地域型保育事業者と連携施設の協定に基づき、当事者間で調整を行っていただきます。

**Q17. 教育・保育施設が連携施設になった場合に、補助金の支給が受けられるか。**

A17. 連携内容として卒園後の受け皿となり、かつ、その他一定の要件を満たした場合、「茅ヶ崎市連携施設補助金」が支給されます。

**Q18. 代替保育の提供の例外について、小規模保育 A 型が小規模保育 B 型から代替保育の提供を受ける場合に、有資格者ではない職員の派遣を受けてもいいのか。**

A18. 条例の附則第 6 項（小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）が適用になる場合は、派遣を受けることができます。

**Q19. 代替保育の提供の例外について、小規模保育 A 型から小規模保育 B 型に児童が移動して代替保育の提供を受ける場合に、有資格者ではない職員が保育を行ってもいいのか。**

A19. 有資格者でなければ保育を実施できないとまでは規定されていないため、保育は可能ですが、適切な面積基準を確保する必要がありますので、代替保育の児童数等に留意してください。

**Q20. 代替保育の提供の例外について、「小規模保育事業 A 型・B 型、事業所内保育事業と同等の能力を有すると市が認める者」とは具体的にどのような施設が想定されるか。**

A20. 事業の規模等を勘案すると本市では、企業主導型保育事業を実施している施設が想定されます。

**Q21. 代替保育の提供の例外について、小規模保育事業者（A 型・B 型）等が相互に代替保育提供を行うことは可能か。**

A21. 可能です。例えば、近隣の施設等で相互に代替保育の提供を受けたり、提供したりすることを想定しています。なお、手続きにつきましては、両方の施設で「8 連携施設設定の手続き」に基づき、本市の承認を得ることが必要になります。

**Q22. 代替保育の提供の例外による連携施設を確保した場合にも、「(1) 保育内容への支援」と「(3) 卒園後の受け皿」の連携施設を確保すれば、公定価格上の減算解除となるのか。**

A22. 減算解除となります。

**Q23. 代替保育の提供の例外によっても、なお連携施設の確保ができなかった場合は、市に届**

出が必要か。また、公定価格上の減算対象となるのか。

A23. 市への届出は必要です。届出の方法についてお問い合わせください。届出を行い、市が代替保育の提供する施設の確保が困難であると認めた場合でも、連携施設を確保したことにならず、公定価格上の減算対象となります。

**Q24. 企業主導型保育事業は連携の相手先として認められるのか。**

A24. 企業主導型保育事業を含め認可外の保育施設は、「4の(2)代替保育の提供」及び「4の(3)卒園後の受け皿」の例外が認められる場合に限り、連携の相手先として認められます。

**Q25. 卒園後の受け皿の例外による連携施設を確保した場合にも、「(1)保育内容への支援」と「(2)代替保育の提供」の連携施設を確保すれば、公定価格上の減算解除となるのか。**

A25. 減算解除となります。

**Q26. 事業所内保育事業の連携施設に関する特例について教えてほしい。**

A26. 定員 20 人以上の事業所内保育事業においては、「保育内容への支援」と「代替保育の提供」の連携施設の設定は不要であり、「卒園後の受け皿」のみ連携施設として確保すればよいことになっています。更に、定員 20 人以上で、かつ、3 歳児以上を受け入れている事業所内保育事業においては、「卒園後の受け皿」の連携施設の確保も不要となります。